

～本人通知制度を利用されるみなさまへ～

この制度は、住民票の写し又は戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者（国又は地方公共団体の機関を除く。）に交付した場合に、事前登録をした人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。

証明書の交付事実を本人に通知することにより、身元調査等を目的とした住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止・抑止の効果が期待されます。



本人通知制度の利用は事前登録を！！

制度を利用するには、本人の登録（事前登録）が必要です。
登録を希望される場合は、制度の内容を確認のうえ、
「本人通知制度事前登録申請書」を記入し、提出してください。



問い合わせは…
湖南省 市民課
電話番号
0748-71-2323

- (1) 「登録申請書」の受付は、
湖南省役所市民課・市民課分室で行います。
(月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ただし、閉庁日を除く)

- (2) 「登録申請書」**受付日の翌水曜日（休日の場合はその翌開庁日）に登録が完了します**ので、それ以降に交付のあった証明書が通知の対象となります。

なお、他の市区町村に住民登録をしている人や、疾病により直接窓口にお越しいただくことが困難であるなど、やむを得ない事情がある場合は「郵送による申込み」（返信用封筒に切手を貼付・宛先を明記したものが必要。詳しくはお尋ねください。）も可能です。

- (3) 「本人通知制度事前登録申請書」の提出に際しては次のものがが必要です。

① **登録者本人が申請に来られる場合**

- ・登録者本人の「本人確認書類」（顔写真のない場合は2点確認）
※ 住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等（本人の写真が貼付された、有効期限内のものに限る）、その他本人であることを確認するため市長が適当と認める書類（保険証、年金手帳など）

② **未成年法定代理人（親権者）が申請に来られる場合**

- ・代理人の「本人確認書類」
- ・登録者本人の戸籍謄抄本（親権を確認できる書類）
※ 登録者の本籍が湖南省の場合は省略可

③ **成年被後見人の法定代理人（成年後見人）が申請に来られる場合**

- ・代理人の「本人確認書類」
- ・後見人であることが確認できる書類
※ 登記事項証明（原本）、審判書の写しなど

④ **その他の代理人が申請に来られる場合**

- ・代理人の「本人確認書類」
- ・登録者本人からの委任状（原本）



事前登録の対象者は？

- ① 湖南省の住民基本台帳に記載されている人（除かれた人を含む）
- ② 湖南省の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）



事前登録の有効期間は？

本人通知制度の事前登録は、無期限になります。

ただし、転出又は転居、転籍等により事前登録をした内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。

事前登録した人が国外転出（出国）したとき、死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。



本人通知の対象となる証明書は？

- ① 住民票の写し(住民票除票を含む)
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 戸籍謄抄本等(除籍・改製原戸籍を含む)
- ④ 戸籍附票の写し(除附票を含む)



本人にはどんな内容の通知がくるの？

登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。通知書は、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の**交付年月日**
- (2) 交付した住民票の写し等の**種別及び部数**
- (3) 交付した住民票の写し等の**交付請求者の種別**

※ 交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

交付請求者の種別とは

- ①代理人
本人の委任状持参者
- ②第三者（個人）
誓約書等持参者
- ③第三者（法人）
誓約書等持参者
- ④第三者（八業士）
弁護士
司法書士
土地家屋調査士
税理士
社会保険労務士
弁理士
海事代理士
行政書士
八業士からの職務上請求

第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、湖南省個人情報保護条例に基づき、本人より開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても湖南省個人情報保護条例の範囲内での情報が開示されます。

私は、この書面の内容を理解・確認し、同意のうえ、「本人通知制度事前登録申請書」を提出いたします。

登録希望者

㊦

年 月 日 事前登録の申請(本人・法定代理人・代理人)を受付しました。

登録を希望する証明書種別

住民票 住民票除票 住民票記載事項証明

戸籍附票 戸籍除附票 戸籍 除籍 改製原戸籍